

# 出生届

## ○出生届

子どもが生まれたときに、市区町村の役所に出す届け出のことでです。

日本に居住する外国人も、日本国内で出産したときは、戸籍法の規定に基づいて出生届を出してください。出生届のほかに、生まれた赤ちゃんの特別永住許可申請や、在留資格の取得が必要になります。これらの届け出もするようにしてください。

子どもが生まれたときは、本国政府にも報告してください。手続きの方法は、大使館または領事館にお尋ねください。

※「特別永住許可申請」については、市民第2課までお問い合わせください。

※「在留資格の取得」については、5「新しい在留管理制度」をご覧ください

(1) 届け出る期間：出生した日を含めて14日以内

(2) 届け出る人：父親、または母親

(3) 届け出先：生まれた所か、住所がある所、または本籍のある市区町村の役所

西宮市では

西宮市役所市民第1課                      戸籍担当                      0798-35-3128

西宮市役所市民第2課                      0798-35-3104

(4) 必要書類

①出生届書(病院などで交付されます。出生証明書と同一書式)

②出生証明書(出産したとき、出生届書に、医師または助産師の証明をうけたもの)

③届け出人の印鑑(印鑑を持っていない人は、本人の署名でも可能です)

④母子健康手帳(妊娠がわかったときに、居住している市区町村の役所に「妊娠届」を提出した際、もらえる手帳です)

⑤父母の国籍を証明する書類(パスポートなど。外国人の場合のみ)

⑥婚姻が確認できる書類(外国人夫婦の場合)

⑦国民健康保険証(加入者のみ)

※注      市区町村によって、申し込み先、申し込み方法、サービスの種類、名称が違うことがあります。詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。